

防衛装備庁訓令第32号

防衛装備庁における監察の実施に関する訓令を次のように定める。

平成27年10月1日

防衛装備庁長官 渡辺 秀明

防衛装備庁における監察の実施に関する訓令

(趣旨)

第1条 この訓令は、防衛装備庁及び防衛省設置法（昭和29年法律第164号）第31条第3項の規定に基づき防衛装備庁長官（以下「長官」という。）の指揮監督を受ける地方防衛局（以下「防衛装備庁等」という。）における監察の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(監察の目的)

第2条 監察は、予算の適正かつ効率的な執行及び法令遵守の観点から防衛装備庁等における職務執行の状況を厳格に調査し、及び検査することにより、職員の職務執行の適正を確保することを目的とする。

( 監 察 官 )

第 3 条 長官は、長官官房監察監査・評価官及び同官付の職員（以下「監察監査・評価官等」という。）のうち、監察を行う職員（以下「監察官」という。）を指名し、監察を行わせるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、長官は、監察監査・評価官等以外の職員を監察官に指名することができる。

( 監 察 官 の 権 限 )

第 4 条 監察官は、監察の実施に当たっては、次に掲げる行為を行うことができる。

- (1) 内部部局長官官房の総務官、人事官、会計官、各装備開発官、船舶設計官及び各部並びに施設等機関及び長官の指揮監督を受ける地方防衛局（以下、「監察先」という。）の関係者に対し、文書又は口頭による説明又は報告を求めること。
- (2) 監察先の関係者に対し、書類その他の物件の提出を求め、又は提出された物件を留めて置くこと。
- (3) 監察先の必要な場所に立ち入り、業務及び財産の

状況並びに書類その他の物件を検査すること。

- 2 監察官は、監察の結果必要と認めるときは、関係する監察先の長に対して、説明を求めることができる。

(監察官の遵守事項)

第5条 監察官は、監察の実施に当たり、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 厳正かつ公正を旨とすること。
- (2) 資料及び情報を十分に収集し、正確な事実の把握に努めること。
- (3) 必要な限度を超えて機関等の業務に支障を及ぼさないよう注意すること。
- (4) 現状をいたずらに肯定せず、常に職務上の懐疑心を保持し、事実の確認等に当たること。
- (5) 改善策又は意見（以下「改善策等」という。）の報告に当たり、いたずらに理論に走ることなく、かつ、監察対象の事情に妥協することのないよう努めること。
- (6) 欠陥を指摘することに急で、長所の賞揚を忘れて

はならないこと。

(7) その職務上知り得た情報を、みだりに他の者に漏らさないこと。

(8) 監察の実施に資する情報の提供を受けたときは、提供者の名誉又は信用を害するような行為をしないこと。

(監察の実施に対する協力義務)

第6条 監察先の関係者は、監察官から書類その他の物件の提出、説明等を求められたときは、これに誠実に協力しなければならない。

(監察の種類)

第7条 監察の種類は、次のとおりとする。

(1) 定期監察

(2) 臨時監察

(定期監察)

第8条 定期監察は、長官が必要と認める事項について、毎年度、計画に基づき防衛装備庁内部部局及び施設等機関の事務について実施する。

2 長官官房監察監査・評価官は、各年度ごとに定期監察を実施するに当たっては、当該年度の前年度の末日までに、監察計画を作成し、長官の承認を受けなければならない。

3 前項に規定する計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 監察の対象となるべき項目

(2) 監察先

(3) 監察の実施時期

(4) その他監察を実施するために必要な事項

4 長官官房監察監査・評価官は、第2項の規定により計画を作成するに当たっては、必要に応じ、あらかじめ、監察先の長の意見を求めることができる。

5 長官官房監察監査・評価官は、必要と認めるときは、長官の承認を得て、第2項に規定する監察計画について、その修正を行うものとする。

6 長官官房監察監査・評価官は、第2項又は前項の規定により長官の承認を受けたときは、これを監察先の

長に通知するものとする。

(臨時監察)

第9条 臨時監察は、長官が特に必要と認める場合に実施する。

2 長官官房監察監査・評価官は、臨時監察を実施するに当たっては、その都度計画を作成し、長官の承認を受けなければならない。計画の作成に当たっては必要に応じ、関係する監察先の長の意見を求めることができる。

3 長官官房監察監査・評価官は、前項の規定により長官の承認を受けたときは、これを関係する監察先の長に通知するものとする。

(監察の結果の報告等)

第10条 長官官房監察監査・評価官は、監察の結果について、改善策等を付し、遅滞なく長官に報告するものとする。

2 長官官房監察監査・評価官は、前項の規定により報告する場合は、監察先の長の意見を求めることができ

る。

(監察の結果に基づく処置)

第 1 1 条 長官官房監察監査・評価官は、監察の結果を監察先の長に通知するものとする。

2 前条の報告を受けた長官は、監察の結果必要と認める事項について、関係する監察先の長に対し、必要な改善策をとるよう指示を行う。

(改善策の報告)

第 1 2 条 前条第 2 項の規定により指示を受けた監察先の長は、必要な措置をとり、その結果を遅滞なく長官に報告しなければならない。

(推賞措置)

第 1 3 条 長官官房監察監査・評価官は、監察の結果、職務執行の適正の観点から特に優良と認めるときは、長官に対し、表彰に関する意見を上申することができる。

(情報提供の協力)

第 1 4 条 監察先の長は、防衛装備庁の職員の職務執行

における予算執行上の問題点、法令違反行為等の監察の実施に資する情報を得たときは、遅滞なく長官官房監察監査・評価官に通知するものとする。

(委任規定)

第15条 この訓令に定めるもののほか、この訓令の実施に関し必要な事項は、長官官房審議官が定める。

附 則

この訓令は、平成27年10月1日から施行する。